

施設利用約款

第1条(適用)

当利用約款は合同会社SOL及び合同会社SOLが管理運営を委託した会社(以下「会社」といいます)が管理運営する空手道誠空会(以下「当会」と総称し、当会の施設を「当施設」といいます)の施設利用者(当施設の業務に従事する者を除いた、施設内に入館したすべての方をいいます)に対して適用されます。

第2条(利用資格)

当施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- ① 当会の会員、または会則等の諸規則に基づいて利用が認められた方。
- ② 施設利用に支障がない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。

第3条(利用の方法)

1. 施設利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するとき、当会所定の手続きを行わなければなりません。
2. 施設利用者は、施設の利用にあたり、当会の諸規則及び当施設に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
3. 施設利用者は、当施設の利用にあたり、当会の指導員または従業員の指示があった時はそれに従わなければなりません。

第4条(利用可能日時)

当会施設の利用可能な日時は、当会が当施設ごとに別途定める営業日・営業時間とします。

第5条(利用の禁止)

1. 第2条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、当会の施設を利用できません。
 - ① 当会の諸規則に違反し、または違反するおそれのある方
 - ② 当会の名誉または信用を傷つけ、または傷つけるおそれのある方
 - ③ 当会の秩序を乱し、または乱すおそれのある方
 - ④ 伝染病その他第三者に感染するおそれのある疾病に罹患している方
 - ⑤ 暴力団関係者または反社会的な組織の関係者の方
 - ⑥ 刺青(ファッションタトゥーを含む)のある方
 - ⑦ 医師等により運動を禁じられている方、または妊娠されている方
 - ⑧ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
 - ⑨ 飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方
 - ⑩ その他、当会が施設利用を適当ではないと認める方
2. 但し、各号のいずれかに該当する方であっても、当会の判断により利用を認める場合があります。

第6条(禁止行為)

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 第三者や施設スタッフ、当会、会社を誹謗、中傷すること
- ② 第三者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為
- ③ 第三者や施設スタッフに物を投げる、壊す、叩くなど、恐怖を感じさせる危険な行為
- ④ 第三者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーーカー行為
- ⑤ 第三者や施設スタッフに対し、大声や奇声を発し、行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- ⑥ 当会の施設・器具・備品の損壊や落書きや造作、備品の持ち出しをすること
- ⑦ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- ⑧ 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や、指定場所以外での携帯電話の使用
- ⑨ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- ⑩ 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み
- ⑪ 刃物など危険物の館内への持ち込み
- ⑫ その他、当会が会員としてふさわしくないと認める行為

第7条(施設からの退去)

施設利用者は、以下の場合に当会の指導員または従業員より施設からの退去を求められた時は、それに従わなければなりません。

- ① 当利用約款に違反し、または違反するおそれのある場合
- ② 当会の施設内における秩序を乱し、または乱すおそれのある場合
- ③ その他当会が必要と認めた場合

第8条(私物の管理)

1. 施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。